

なくそう! 望まない受動喫煙

～マナーからルールへ～

健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月に成立しました。この改正により望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わりました。
今回は新しい受動喫煙防止のルールについて紹介します。

- ▶ 健康課(市役所) ☎23-3515
- ▶ 健康課(あつみライフランド) ☎33-0386

受動喫煙とは、たばこの煙を自分の意志と関係なく吸い込んでしまうことをいいます。

屋内でたばこを吸うと、たばこから立ち上る煙や、その人が吐き出す煙に含まれる有害物質が一気に拡散され、周囲の人たちにも喫煙者と同じような健康被害を及ぼすこととなります。

実は危険な副流煙

たばこの煙には、たばこを吸う人が直接吸い込む主流煙と点火部から立ち上る副流煙があります。実は副流煙は主流煙よりも多くの有毒物質が



含まれており、一酸化炭素が4.7倍、ニコチン2.8倍、アンモニア46倍にもなり、といわれています。

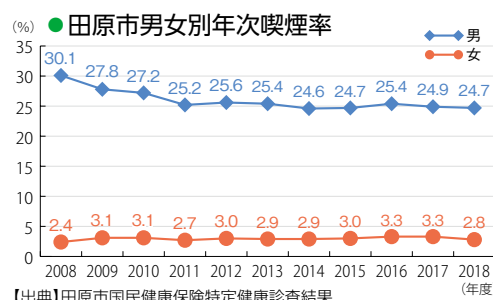
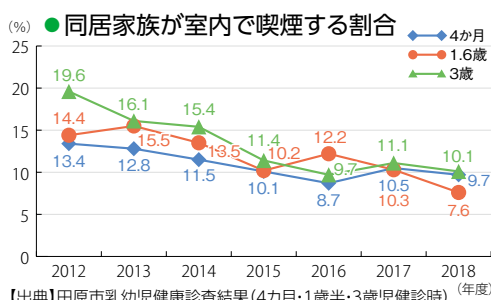
受動喫煙の健康被害

受動喫煙では、脳卒中、虚血性心疾患、肺がんなど、さまざまな病気を発症するリスクが高まります。

また、国内では受動喫煙が原因で年間約1万5千人が死亡しているといわれ、中でも脳卒中による死亡者がほぼ半分を占めているといわれています。



そうした中、本市の喫煙率は10年前と比べ男性は徐々に減少していますが、女性には大きな変化



がありません。この他、同居家族がいる室内での喫煙の割合も年々減少傾向にありますがいまだになくならないのが現状です。